

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室

1. 制定の趣旨

- 今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「感染症法等改正法」という。）第7条によって、
 - ① 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「総確法」という。）第11条の2が新設され、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（以下「支払基金等」という。）が行う電子資格確認の事務その他の厚生労働省令で定める事務について、利用者証明用電子証明書を内部で利用し、又は相互に提供することを可能とする規定が新設されるとともに、
 - ② 総確法第12条第1項及び第2項が改正され、連結情報照会者（保健医療等情報（調査・分析・利用・提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報をいう。以下同じ。）を収集する者をいう。以下同じ。）が支払基金等に対して行う保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供の求めについて、連結情報照会者から支払基金等に提供する医療保険被保険者番号等に該当する番号、記号その他の符号及び支払基金等が連結情報照会者からの求めに応じることができる事務を厚生労働省令で定めることとされたことを踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号。以下「総確法施行規則」という。）を改正し、厚生労働省令で定めることとされた事項を定める。
- その際、今後、自衛官等についても電子資格確認に係る運用が開始されることに伴い、自衛官等に係る保健医療等情報を健康保険法（大正11年法律第70号）の被保険者等に係る保健医療等情報と同様に扱うことを可能とする。
- また、総確法第11条の2及び第12条第1項の改正を踏まえ、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号。以下「中国残留邦人等支援法施行規則」という。）について、所要の改正を行う。

2. 省令案の概要

（1）総確法施行規則の改正

- 1. ①について、厚生労働省令で定める事務として、医療保険各法等に係る電子資格確認の事務、自衛官に係る電子資格確認の事務、予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する定期の予防接種等に係る電子的な資格確認の事務、市町村又は特別区が行う、介護保険の被保険者、介護サービス事業者等が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業に関する事務及び母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する健康診査又は産後ケア事業の対象者に係る確認に関する事務を規定する。

- 1. ②について、
 - ・ 医療保険被保険者番号等に該当する番号、記号、その他の符号として、医療保険各法等に規定する記号・番号等や自衛官診療証記号・番号等を規定する。
 - ・ 支払基金等が連結情報照会者からの求めに応じることができる事務として、医療保険各法等に係る電子資格確認の事務及び自衛官に係る電子資格確認の事務を規定する。

(2) 中国残留邦人等支援法施行規則の改正

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第1項に規定する支援給付が行われる場合における、(1)の改正で新設される総確法施行規則の規定の適用について、必要な読替えを定める。

3. 根拠条項

- 総確法第11条の2並びに第12条第1項及び第2項
- 中国残留邦人等支援法第14条第8項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）

4. 施行期日等

- 公布日：令和6年9月下旬（予定）
- 施行期日：感染症法等改正法附則第1条第4号に定める日